○農林水産省・経済産業省令第二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年通商産業省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第六号（第七条関係） （日本工業規格Ａ４） 別紙様式第６号（第７条関係）　（第１面） ＿＿＿年　月　日 殿 申請者　許可番号 （郵便番号　－　） 住所 電話番号（　）　－ 商号 又は名称 代表者氏名　㊞ 認可申請書 商品投資に係る事業の規制に関する法律第９条の規定により下記の事項について、 ｛業務の種類及び方法の変更／資本金の額の減少｝ を致したいので、申請致します。 記 １．変更（減少）に係る事項 変更（減少）後 ／ 変更（減少）前 ２．変更（減少）を必要とする理由 （記載上の注意） １．不要な字句は消して使用すること。 ２．申請書許可番号については、現在の許可番号を記入すること。	**様式第六号**（第七条関係） （日本工業規格Ａ４） 別紙様式第６号（第７条関係）　（第１面） 平成＿＿年　月　日 殿 申請者　許可番号 （郵便番号　－　） 住所 電話番号（　）　－ 商号 又は名称 代表者氏名　㊞ 認可申請書 商品投資に係る事業の規制に関する法律第９条の規定により下記の事項について、 ｛業務の種類及び方法の変更／資本金の額の減少｝ を致したいので、申請致します。 記 １．変更（減少）に係る事項 変更（減少）後 ／ 変更（減少）前 ２．変更（減少）を必要とする理由 （記載上の注意） １．不要な字句は消して使用すること。 ２．申請書許可番号については、現在の許可番号を記入すること。